

税制上の優遇措置の手引

(個人寄附に係る「寄附金(税額)控除のための書類」作成要領)

群馬県選挙管理委員会

個人からの政治活動に関する寄附のうち一定の要件に該当するものは、所得税法上の特定寄附金とみなされ、所得控除の対象となります。また、政党・政治資金団体に対する寄附に限って、税額控除と所得控除のいずれかを選択することができます。

(優遇措置の適用期限は令和元年12月31日までとされていましたが、所得税法等の一部を改正する法律(平成31年法律第6号)により令和6年12月31日まで延長されました。)

1 優遇措置を受けられる要件

(1) 次の相手方への寄附であること

ア 政治団体

- ① 政党(支部を含む。)
- ② 政治資金団体(政党のために資金上の援助をする目的を有する団体)
- ③ 現職の国会議員が主宰し、又はその主要な構成員となっている政治上の主義、施策の推進、支持、反対を本来の目的とする団体(政策研究団体を含む。)
- ④ 特定公職(国会議員、知事、県議会議員、指定都市の市長及び指定都市の議会の議員)にある者(現職)の後援団体※
- ⑤ 特定公職の候補者及び立候補予定者の後援団体※(ただし、立候補した年とその前年の2年間になされた寄附に限ります。)

※後援団体(上記④及び⑤)が優遇措置の対象となる場合、国会議員にあっては、「**国会議員関係政治団体に該当する旨の通知**」を、知事、県議会議員にあっては「**被推薦書**」を添付した設立届又は異動届により、優遇措置の適用がある旨を県選挙管理委員会(又は総務省)に届け出る必要があります。

イ 特定公職の候補者(現職を含む)

選挙運動に関する寄附に限る。

(2) 法に違反しない寄附であること

優遇措置の適用は、政治資金規正法による寄附の制限(量的制限(個別制限及び総枠制限)・質的制限(他人名義や匿名の寄附でないなど))に違反しない寄附に限ります。

【個人寄附の制限】

寄附の相手方	個別制限 【1団体(候補者)に対する制限額】	総枠(量)制限 【寄附の総枠(量)の制限額】
政党 政治資金団体	制限なし	年間2,000万円
公職の候補者 (現職を含む)	原則禁止 ただし、選挙運動に関する寄附、 金銭等以外の寄附は年間150万円	公職の候補者、 政治団体を合わせて 年間1,000万円
政治団体	年間150万円	

(3) 寄附者の氏名等が収支報告書に記載されていること

適用を受けるには、収支報告書に、寄附の年月日、寄附金額並びに寄附者の氏名及び

住所が記載されている必要があります。本来寄附者の氏名等の記載を必要としない寄附（政治団体が作成する政治資金収支報告書では年間5万円以下、候補者が作成する選挙運動費用収支報告書では1件1万円以下）であっても、適用を受けるには寄附者の氏名等が記載されていなければなりません。

なお、収支報告書に記載された寄附者の氏名等は公開の対象となります。

（４）寄附者に特別の利益が及ぶ寄附でないこと

議員が自己の資金管理団体や後援会に対し行った寄附や、議員がお互いの後援会に寄附をし合うような場合など、寄附をした本人に特別の利益が及ぶと認められるものは優遇措置の適用が受けられません。

どのようなケースがこれに該当するかは、個々具体の事例に応じて税務署が判断することになります。

2 寄附金控除を受けるための手続き

（１）寄附を受けた政治団体（候補者）

政治団体（候補者）は、収支報告書の他に、「寄附金（税額）控除のための書類」を作成し、提出してください。（提出部数：寄附者1人につき1部ずつ）

県選挙管理委員会（総務省所管団体の場合は総務省）が収支報告書の記載内容と照合し、確認印を押して返却しますので、その書類を寄附者に交付してください。

- ※ 確認作業には時間を要するため、「寄附金（税額）控除のための書類」を提出頂いた日のうちに返却することができない場合があります。
- ※ 特定公職の候補者及び立候補予定者の後援団体（P.1 1（1）ア⑤）に対する寄附に係る「寄附金（税額）控除のための書類」の返却は、特定公職に係る選挙への立候補届出の事実確認後となります。
- ※ 寄附者の氏名又は住所について収支報告書の記載から異動が生じている場合は収支報告書に記載された氏名及び住所を、金銭以外のものによる寄附の場合はその旨を「寄附金（税額）控除のための書類」の余白に記載してください。

（２）寄附者

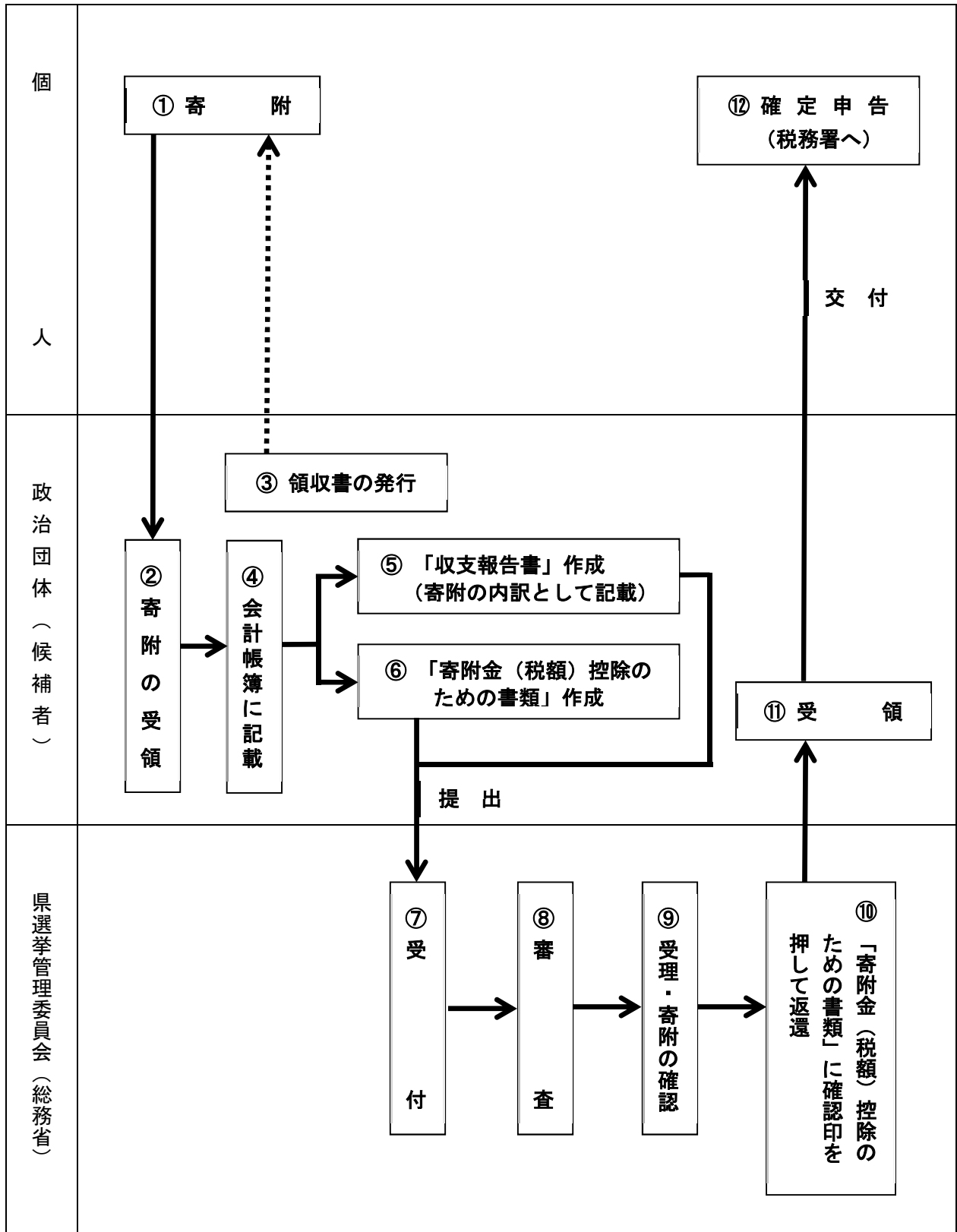
寄附者が優遇措置を受けるには、政治団体（候補者）から交付を受けた「寄附金（税額）控除のための書類」により税務署において確定申告を行う必要があります。

なお、この書類が確定申告に間に合わない場合には、政治団体（候補者）から受領した領収書等によりいったん確定申告を行い、後日、政治団体（候補者）からこの書類の交付を受け、確定申告をした税務署に提出することになります。

- ※ 特定公職の候補者及び立候補予定者の後援団体に対する寄附は、推薦・支持される者が立候補した年とその前年に行われたものに限り、寄附金控除の対象となります。立候補した年分については通常の手続きによりますが、前年分について遡及して寄附金控除の適用を受けようとする際は、前年分について確定申告をしている場合は更正の請求を、確定申告をしていない場合は期限後の確定申告を行うこととなります。

※ 確定申告等の具体的な手続き方法や控除額の計算方法は、国税庁ホームページをご覧ください。最寄りの税務署にお問い合わせください。

【参考】寄附金（税額）控除の手続きの流れ



(確認欄)

【記載例1】 政党の支部が寄附を受けた場合

寄附金（税額）控除のための書類

この寄附金は、政治資金規正法第12条若しくは第17条又は公職選挙法第189条の規定による報告書により報告されたものです。

(寄附をした者)

氏名	甲 野 一 郎							
住所	群馬県〇〇〇郡〇〇〇町〇-〇-〇							
寄附金の額		百万	十万	万	千	百	十	円
	¥	1	2	0	0	0	0	0
寄附年月日	令和〇年〇〇月〇〇日							

(寄附金の額には、必ず¥をつけること)

収支報告書上、住所氏名に異動がある場合、余白にその旨を記載します。

(寄附を受けた団体)

名称	〇 〇 党 〇 〇 支 部	
所在地	群馬県〇〇市〇〇町〇-〇-〇	
団体の区分 〔いずれか該当するもの番号を○で表示〕	政党又は政治資金団体 〔租税特別措置法第41条の18第1項第1号又は第2号〕	左記以外の特定の政治団体 〔租税特別措置法第41条の18第1項第3号又は第4号〕
	①	2
租税特別措置法第41条の18第1項第3号該当の場合	その団体の主宰者又は主要な構成員である国会議員の氏名	
租税特別措置法第41条の18第1項第4号該当の場合 〔同号イ該当の場合は(2)の記載は必要ありません。〕	(1) その団体が推薦し又は支持する者の氏名	
	(2) 上記(1)の者が立候補した選挙名及び立候補年月日	_____選挙 年 月 日

政党の支部は「1」に該当します。

(寄附を受けた個人)

公職の候補者	(1) 公職の候補者の氏名	
	(2) 上記(1)の者が立候補した選挙名及び立候補年月日	_____選挙 年 月 日
住所		

(寄附の内訳)

年月日	金額	年月日	金額	年月日	金額
・ ・	円	・ ・	円	・ ・	円
・ ・	円	・ ・	円	・ ・	円
・ ・	円	・ ・	円	・ ・	円
・ ・	円	・ ・	円	・ ・	円
・ ・	円	・ ・	円	・ ・	円

(同一人から数回に分けて寄附を受けた場合には、上段「寄附年月日」への記載は不要です)

(確認欄)

【記載例2】後援団体が寄附を受けた場合（複数回の寄附）

寄附金（税額）控除のための書類

この寄附金は、政治資金規正法第12条若しくは第17条又は公職選挙法第189条の規定による報告書により報告されたものです。

(寄附をした者)

氏名	甲 野 一 郎							
住所	群馬県〇〇〇郡〇〇〇町〇-〇-〇							
寄附金の額		百万	十万	万	千	百	十	円
		¥	9	0	0	0	0	0
寄附年月日	年 月 日							

収支報告書上、住所、氏名に異動がある場合、余白にその旨を記載します。

(寄附金の額には、必ず¥をつけます。)

(寄附を受けた団体)

名称	△ △ 会	
所在地	群馬県△△市△△町△-△-△	
団体の区分 〔いずれか該当するもの番号を○で表示〕	政党又は政治資金団体 〔租税特別措置法第41条の18第1項第1号又は第2号〕	左記以外の特定の政治団体 〔租税特別措置法第41条の18第1項第3号又は第4号〕
	1	②
租税特別措置法第41条の18第1項第3号該当の場合	その団体の主宰者又は主要な構成員である国会議員の氏名	
租税特別措置法第41条の18第1項第4号該当の場合 〔同号イ該当の場合は(2)の記載は必要ありません。〕	(1) その団体が推薦し又は支持する者の氏名	
	赤城 太郎	
	(2) 上記(1)の者が立候補した選挙名及び立候補年月日	
	〇〇〇〇〇〇〇〇 選挙 令和〇年〇〇月〇〇日	

寄附が2回以上された場合は記載は必要ありません。

後援団体であれば「2」に該当します。

(1)の者が現職者であった場合は、記載は必要ありません。

(寄附を受けた個人)

公職の候補者	(1) 公職の候補者の氏名	
	(2) 上記(1)の者が立候補した選挙名及び立候補年月日	選挙 年 月 日
住所		

(寄附の内訳)

年月日	金額	年月日	金額	年月日	金額
RO・〇・〇	300,000円	・	円	・	円
RO・〇・〇	300,000円	・	円	・	円
RO・〇・〇	300,000円	・	円	・	円
・	円	・	円	・	円
・	円	・	円	・	円

寄附が2回以上された場合に記入します。

(同一人から数回に分けて寄附を受けた場合には、上段「寄附年月日」への記載は不要です)

(確認欄)

【記載例3】公職の候補者が寄附を受けた場合

寄附金（税額）控除のための書類

この寄附金は、政治資金規正法第12条若しくは第17条又は公職選挙法第189条の規定による報告書により報告されたものです。

(寄附をした者)

氏名	甲 野 一 郎							
住所	群馬県〇〇〇郡〇〇〇町〇-〇-〇							
寄附金の額		百万	十万	万	千	百	十	円
	¥	1	2	0	0	0	0	0
寄附年月日	令和〇年〇〇月〇〇日							

収支報告書上、住所、氏名に異動がある場合、余白にその旨を記載します。

(寄附金の額には、必ず¥をつけること)

(寄附を受けた団体)

名称		
所在地		
団体の区分 〔いずれか該当するものの番号を○で表示〕	政党又は政治資金団体 〔租税特別措置法第41条の18第1項第1号又は第2号〕	左記以外の特定の政治団体 〔租税特別措置法第41条の18第1項第3号又は第4号〕
	1	2
租税特別措置法第41条の18第1項第3号該当の場合	その団体の主宰者又は主要な構成員である国会議員の氏名	
租税特別措置法第41条の18第1項第4号該当の場合 〔同号イ該当の場合は(2)の記載は必要ありません。〕	(1) その団体が推薦し又は支持する者の氏名	
	(2) 上記(1)の者が立候補した選挙名及び立候補年月日	_____選挙 年 月 日

(寄附を受けた個人)

公職の候補者	(1) 公職の候補者の氏名	赤城 太郎
	(2) 上記(1)の者が立候補した選挙名及び立候補年月日	〇〇〇〇〇〇〇〇〇選挙 令和〇年〇〇月〇〇日
住所	群馬県〇〇市〇〇町〇-〇-〇	

本名(戸籍上の氏名)を記載します。

(寄附の内訳)

年月日	金額	年月日	金額	年月日	金額
・ ・	円	・ ・	円	・ ・	円
・ ・	円	・ ・	円	・ ・	円
・ ・	円	・ ・	円	・ ・	円
・ ・	円	・ ・	円	・ ・	円
・ ・	円	・ ・	円	・ ・	円

(同一人から数回に分けて寄附を受けた場合には、上段「寄附年月日」への記載は不要です)

【問い合わせ先】

群馬県選挙管理委員会

〒371-8570 前橋市大手町1-1-1 群馬県庁9階

☎：027（226）2218・2219